

**北本市における市民参画
及び市民と行政との協働の推進等
庁内検討委員会作業部会検討報告書**

平成22年3月

**北本市における市民参画及び市民と行政との協働の推進等
庁内検討委員会作業部会**

目 次

はじめに	1
I 検討事項	3
1 自治基本条例の必要性の確認	3
2 北本市市民参画推進条例の研究	3
(1) 市民の意見が反映される 市政運営のために必要な市民参画制度	3
(2) 北本市における市民参画の現状の把握	5
(3) 他市の市民参画制度の研究	7
3 北本市自治基本条例の規定 に基づく必要な条例の整備の進め方について	9
(1) 市民参画推進条例 及びパブリック・コメント手続条例の検討	10
(2) 協働推進条例の検討	12
(3) 市民公益活動推進施策の検討	13
(4) その他	14
II 作業部会における検討の経過	15
1 第1回作業部会	15
2 第2回作業部会	15
3 第3回作業部会	16
4 第4回作業部会	16
5 第5回作業部会	16
6 第6回作業部会	17
7 第7回作業部会	17
8 第8回作業部会	18
9 第9回作業部会	18
10 第10回作業部会	19
III 委員名簿	20
IV 委員会設置要綱	21
資料1～資料13	23～48

はじめに

北本市における市民参画及び市民と行政との協働の推進等庁内検討委員会作業部会（以下「作業部会」という。）は、北本市における市民参画及び市民と行政との協働の推進等庁内検討委員会設置規程により、北本市における市民参画及び市民と行政との協働の推進等庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）の下部組織として、また、専門的事項を調査研究する機関として設置されました。

作業部会では、まず、作業部会の委員一人ひとりが、北本市自治基本条例制定の意義を理解し、その下にまちづくりを進めるために必要な事項は何であるかを議論することになりました。

それは、なぜ北本市に自治基本条例が必要なのか、なぜ市民が主役のまちづくりへ転換していく必要があるのかを理解しなければ、自治基本条例の考え方の下に条例や制度を整備する必要性が理解できず、検討の段階へ進むことはできないと考えたためです。

具体的な作業としては、「公共」とは何か、「自治」とは何か、「市役所」はなぜ存在するのか、今の「市役所」ができるまで地方自治はどのように進められてきたのか等について、個人で考え、個人の意見を隣の職員と話し合いました。さらにそれをグループで議論し、最終的に作業部会全体の意見としてまとめていくというワークショップと同様の作業を行い、地方分権時代における地方公共団体の自治基本条例制定の意義を共通認識としました。

その後、北本市自治基本条例に規定されている「市民参画推進条例」、「パブリック・コメント手続条例」及び「協働推進条例」を早急に整備する必要性を確認し、北本市の市民参画の現状を把握するため、担当者からの説明を受け、現在実施している市民参画制度とその運用状況について理解した上で、他市で実施されている市民参画制度の研究を進めてきました。

当初の計画では、公募の市民委員を含めた市民検討委員会と庁内検討委員会を組織し、市民と行政職員とが相互に意見交換を行う中で、「市民参画推進条例」、「パブリック・コメント手続条例」、「協働推進条例」及び「市民公益活動を促進する施策」を検討する予定でしたが、議会による北本市自治基本条例の審議が延長され、条例の成立が大幅に遅れたため、庁内検討委員会を先行設置し、市職員による市民参画推進条例の研究のみを行いました。

市民検討委員会が未設置であるため、具体的な条文の検討までには行いませんでしたが、行政職員として北本市の市民参画の現状と今後整備が必要な制度について認識を深めることができました。

ここでは、北本市自治基本条例の下に整備が必要な条例のひとつとしての「市民参画推進条例」に関する検討事項について報告いたします。

さらに、来年度、市民検討委員会と庁内検討委員会とで協議すべき事項等

について、また、その役割分担と意見交換の進め方についても議論しましたので、検討の進め方に関する意見を併せて報告します。



I 検討事項

1 自治基本条例の必要性の確認

北本市自治基本条例は、北本市のまちづくりの主役は市民であるとし、まちづくりの基本原則を「市民と市との情報の共有」、「市民のまちづくりへの参加と市政への参画」、「市民と市との協働」として定めています。

また、北本市自治基本条例は具体的な手続を規定しない「理念の条例」ではあるものの、北本市におけるまちづくりの進め方として、今後行政が進めるべき市政運営の方法については、北本市自治基本条例の条文の中にすべて記されています。

そのため、行政は現在の市政運営を北本市自治基本条例のとおり改めていく必要があります。

さらに、「理念の条例」に書かれているまちづくりを実現するために、理念が実現されるための具体的な作用が伴う条例や規則等を整備する必要があります。

2 北本市市民参画推進条例の研究

(1) 市民の意見がより反映される市政運営のために必要な市民参画制度

北本市に必要な市民参画の制度を研究するにあたり、まず、理想のかたちを掲げ、現実を分析し、理想と現実との相違点を抽出して、理想のかたちに近づけるために必要な新たな制度を考えることとしました。

そのため、作業部会では、まず、委員の一人ひとりが「市民」の立場にたって自分の意見が市政に反映されるためには、どのような手段・方法があればよいかを考えました。その際、行政職員の立場に戻って実現不可能であるというような考え方をせずに、自由な発想で意見を出すことを心がけました。

このアイデア出しも、委員個人が考えた意見を2つに分かれたグループ内で話しあい、討論し、グループごとに集約された望ましい制度をグループ同士で発表しあう方式で意見交換を行い、できるだけ多くの市民参画の方法を考えました。

作業部会の委員が市民として考えた市民の意見がより反映されるための望ましい市政への参画の手段、制度は次の表に掲げるものです。

表1 作業部会の委員が考えた市民の意見がより反映されるための望ましい市政への参画手段・制度

作業部会の委員が考えた市民の意見がより反映されるための望ましい市政への参画手段・制度

【第5回作業部会 平成21年10月16日(金)検討事項】

- 市民と市の職員との意見交換の場の設定
- 定期的な意見交換会の開催
- 市民意見募集制度の創設
- 事業等に対するアンケートの実施(幅広い年齢層で 子ども等も)
- 広報紙へのアンケートハガキ封入
- 市長、担当課長が窓口で意見を聞く機会を設ける
- 地域懇談会の開催
- 自治会単位の意見、提案制度の創設
- 8コミュニティ単位の拠点施設における市役所づくり
- 市民会議の設置(市民に事業を分類してもらう)
- 市民による事業評価の実施(決算審査も)
- 議員対話コーナーの設置
- 議員駐在所の設置
- テレビ討論会の開催
- オンブズマン制度の創設
- 市役所に来やすい環境づくり
- すぐやる課
- わかりやすい市政情報の提供
- 情報提供のしかたの工夫(わかりやすい広報紙とHP)
- 市民、市長、職員が参加できる掲示板の設置(HP上に設定)

(2) 北本市における市民参画の現状の把握

現在、北本市で実施している市民参画の制度のうち、主なものについて担当者が説明し、作業部会委員間の共通認識としました。

ア パブリック・コメント手続制度

- ・秘書広報課広報広聴担当所掌
- ・「北本市パブリック・コメント手続実施要綱」【資料1】に基づいて制度を運用
- ・市の計画（案）や条例（案）を議会に提出する前に公表し、広く市民から意見を求めるもの
- ・制度の性格として、市民同士の対話は無く、あくまでも市民と行政との関係として実施するもの
- ・平成20年度実績 8件

イ タウンミーティング

- ・秘書広報課広報広聴担当所掌
- ・「北本市タウンミーティング実施要綱（平成15年8月1日市長決裁）」【資料2】に基づいて制度を運用
- ・市民と市長との意見交換の場として実施
- ・市民がテーマと場所を決め、そこへ市長を迎えるかたちで実施
- ・平成20年度実績なし

ウ 市長への手紙

- ・秘書広報課広報広聴担当所掌
- ・『市長への手紙』実施要領」【資料3】に基づいて制度を運用
- ・広く市民の提案、要望等を集め、市民の意見を反映した市政の推進を図ることを目的としている
- ・本来は、政策の提案、要望を集めるための制度であるが、その実情はほとんどが市への苦情となってしまっている
- ・手紙を提出した市民に回答するため、市長、副市長、教育長、担当課及び秘書広報課で構成する調整会議を開き、そこで内容を審議し、決定している
- ・平成20年度は回答不要とされたものを含め、196件の手紙を受領

エ インターネットモニター

- ・秘書広報課広報広聴担当所掌
- ・「北本市インターネットモニター設置要綱（平成21告示第92号）」【資料4】に基づき制度を運用
- ・従来からの「市政モニター制度」を廃止し、平成22年度、新たな制度として整備した
- ・平成21年度は214人が登録し、メールアンケートに8回回答

してもらった

- ・ 回答率 79.3%

オ 出前講座

- ・ 生涯学習課生涯学習担当所掌
- ・ 「市役所出前講座実施要綱（平成15年7月11日市長決裁）」
【資料5】に基づき制度を運用
- ・ 市民が市政に理解を深めるため及び生涯学習活動の推進を目的に実施
- ・ 過去の実績として、平成18年度10件、平成19年度14件、平成20年度3件、平成21年度14件の申込みがあり、事業実施している
- ・ 毎年4月に出前講座メニューを全課に照会し、メニューを決定している

カ 附属機関等の委員の公募

- ・ 政策推進課行政改革推進担当所掌
- ・ 「北本市附属機関等の委員の選任基準に関する要綱（平成12年12月5日市長決裁）」【資料6】に基づき、制度を運用
- ・ 市民の市政への参画手段の一つとして、市長の附属機関（審議会等）の委員への就任が挙げられる
- ・ この要綱では、委員の在任期間、一人の委員の兼職数の制限、望ましい男女比の割合、委員の一部を公募の委員により選任するよう努めなければならない市の義務、さらに、公募委員の選任に関する手続等が規定されている

(3) 他市の市民参画制度の研究

北本市における市民参画の現状を把握した後、他の市町村ではどのような市民参画制度を設け、市民の意見を反映するよう努めているかを研究しました。

主なものとして、次の5つの制度について調査しました。

ア 市民政策提案制度

- ・宮古市、大和市、印西市、和光市、旭川市、苫小牧市、北広島市、紫波町等で実施されている。いずれも市民参画条例の中に制度が位置づけられている
- ・一定数の市民の連署をもって、その代表者から市の執行機関に対して具体的な政策を提案できる制度
- ・政策提案に必要な署名人の人数及び提案できる市民の年齢については、まちによって相違が見られる

【資料7】参照

イ 市民登録制度

- ・審議会等の委員の公募情報や市民参画に関する情報等を登録者に提供する制度
- ・大和市、久喜市、宮代町等で、市民参画条例の中に規定が設けられている
- ・登録できる市民の年齢の下限は、まちにより相違が見られる

【資料8】参照

ウ 公募情報の公開

- ・宮代町市民参加条例では、審議会等の委員の公募情報、委員を公募した審議会等への応募状況、選考方法及びその結果の公表についても市の義務として規定を設けている

【資料9】参照

エ まちづくり市民会議

- ・坂戸市市民参加条例は、市民が自主的に調査研究を行う機関として実施機関がまちづくり市民会議を設置できる規定を設けている
- ・草加市みんなでまちづくり自治基本条例では、まちづくり登録員として登録した市民で構成するまちづくり市民会議を開催し、当会議で提案された事項を市政に反映させる努力義務を市に課している

【資料10】参照

オ 100人委員会

- ・市の基本的な政策を定める計画等の立案の初期段階における諮問や市民のまちづくりに関する自主研究、市への具体的な政策提言のために、委員の定数を定めずに設置する委員会制度

- ・取手市、守山市、駒ヶ根市、愛荘町などは公設しているが、京都市や日向市に見られるように市民が自主的に設置、または運営する100人委員会もある

【資料11】参照

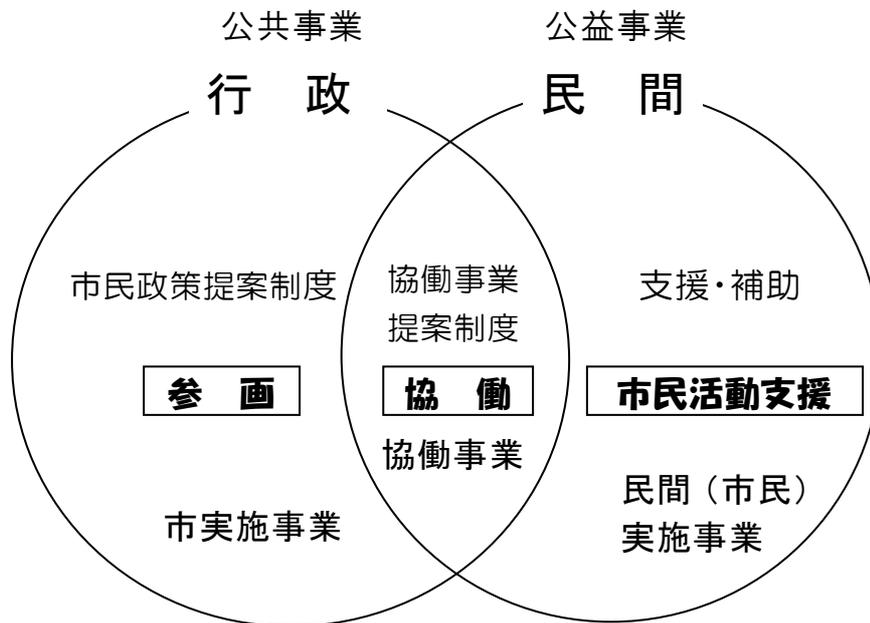
3 北本市自治基本条例の規定に基づく必要な条例の整備の進め方について

北本市自治基本条例で「別に条例で定める」と規定されている条例のうち、現在未整備な条例は、第18条の規定による「市民の参画の推進に関し必要な事項を定める条例」及び「市民及び市の協働によるまちづくりの推進に関し必要な事項を定める条例」並びに第20条の規定による「パブリック・コメント手続に関し必要な事項を定める条例」の3つです。

これら3条例を整備することによって、より市民の意志に基づいた市政運営への転換を図る基礎づくりと、市民と市との協働事業の具体的な進め方を示すことができると考えます。

さらに、第22条と第23条に規定されている市民の公益活動を促進するための施策を研究し、市民が主体的に公共を担う部分の拡大を図る必要があります（図1参照）。

図1 北本市自治基本条例に規定する「参画」「協働」「市民活動支援」の関係



平成22年度に新たに組織する予定の市民検討委員会は、市民自らが市政に参画するために必要な制度と、市と協働事業を進める際に必要な仕組みや制度について検討し、庁内検討委員（行政職員）との意見交換を行いながら、条例案を作成するために必要な事項を市に提出することを目的として設置する必要があります。

(1) 市民参画推進条例及びパブリック・コメント手続条例の検討

市民参画推進条例は、現在北本市で実施している市民参画の制度を検証し、より市民の意見が反映される市政が行われるために、市民が必要と考える制度を盛り込んだメニュー型条例として整備することが望ましいと考えます。

また、パブリック・コメント手続条例については、市民参画の一手段として市民参画推進条例と併せて検討する必要があります。

ア 検討を進めるにあたっての課題

北本市市民参画推進条例を研究する際には、現在、秘書広報課、政策推進課、総務課、生涯学習課で所管している市民参画の各制度を市民検討委員会に説明し、その運用状況や制度に対する評価を提示しなければなりません。

そして、市民参画推進条例制定後、市が条例に位置づけられている制度を複合的に運用する際の具体的な手順や、市民参画を位置づけることにより市政運営に支障をきたす恐れがある事例などを説明して、条例の適用除外事項の確定等、市民検討委員との合意を図っていく必要があります。

そのため、市民委員会が制度を検討する際には、現在、実際に制度を運用している市の担当職員が会議に出席し、市はいつでも市民の問いに答えられる体制で対応する必要があります。

イ 課題の解決方法

(ア)《解決策案1》 市民検討委員会における議論の検討事項を毎回特定し、特定事項を検討する際に制度を担当する課の職員が説明者として参加する

<問題点>

市民参画の各種制度をメニュー型の条例として整備していく際には、それぞれの制度を複合的に組み合わせて運用していくことも検討しなければならない。その検討を進める際に担当者が不在のために議論がストップしてしまう可能性がある

(イ)《解決策案2》 市民参画推進条例施行後の制度の運用を見据え、現在運用している制度の事務を事務分掌上ひとつの課にまとめ、特定の課に市民参画推進担当を設置し、市民委員会に対応する

<問題点>

北本市組織規則を改正し、人員の再配置を行う必要がある。

(ウ)《解決策案3》 現在、設置している作業部会よりも小さな横断組織として、秘書広報課広報広聴担当、政策推進課行政改

革推進担当、総務課文書・情報公開担当及び生涯学習課生涯学習担当の担当職員並びに担当課長からなる検討チームを設置し、チームメンバー全員が市民検討委員会に条例制定の担当者として参加する

<問題点>

「北本市庁内横断組織の設置基準等に関する規程（平成16年訓令第2号）」【資料12】第3条の規定により、設置規程を定め、《解決策案3》に記載する組織を設けることができるが、同規程第6条の規定により、構成員の職務従事の形態は、あくまでも現所属のままであり、所属する業務が優先され、必要な会議に担当者が出席できない恐れがある

ウ 望ましい庁内の検討体制

作業部会では、《解決策案1》～《解決策案3》を検討した結果、《解決策案3》を基本として、制度を担当する課の課長と担当者とで構成する検討チームを組織し、検討委員会には、課長、担当者のいずれか1名が必ず出席することを提案する（図2参照）。

また、会議は時間外に設定し、会議に出席する職員には当然ながら手当等しっかりとした対応を行う必要がある。

(2) 協働推進条例の検討

協働推進条例は、市民と市との協働事業のあり方を整理し、市民と市との協働事業がより促進される施策を盛り込むものと捉えています。

現在、市で実施している市民と市との協働事業の実態を把握・整理し、また、実際に協働事業を実施している市民の意見を参考に、より良い協働のあり方、より一層協働が促進されるために必要な市の施策について検討し、条文化します。

具体的には、市民公益活動団体の市への登録制度の創設や市民公益活動団体の市の事業への参入機会の確保等について検討することになりますが、**(3) 市民公益活動促進施策の検討**と併せ、市民公益活動団体が市と協働事業を実践することにより、次に実施する活動がより充実したものとなるような仕組みも検討していく必要があります。

ア 検討を進めるにあたっての課題

市民との協働事業を推進していく際に、必ず**(1) 市民参画推進条例及びパブリック・コメント手続条例の検討**の項目でも示したような特定の課だけでは対処できない問題が生じてくることが考えられる。それは、市民活動団体と市との関係を考えた時、市民活動団体が行う活動は、必ずしも市の縦割りの組織の中でその活動が行われているとは限らないからである。

協働推進条例において協働事業提案制度を規定し、条例施行後に協働事業を実施していく際に、特定の課だけでは対処できない課題を解決するための方策（部課を横断して取り組む体制）を準備しておく必要がある。

イ 課題の解決方法

協働推進条例の検討を進めるにあたっての課題の解決方法も**(1) 市民参画推進条例及びパブリック・コメント手続条例の検討**イ**課題の解決方法**と同様の課題の解決方法が考えられるが、長期的な課題解決のためには、《解決策案2》のとおり組織を改編して対処する必要がある。

短期間で課題が解決できると見込まれる場合は、《解決策案3》を採用し、さらに、構成員の職務従事の形態が現所属のままであっても特定課題を優先して処理するような仕組みが必要である。

ウ 協働推進条例の検討のまとめ

このように市民と市との協働の推進を研究していく段階では、市民活動団体が行政に代わって行政の事業を請け負う仕組みに加え、縦割りの組織の中で行政がどのように市民公益活動団体と協働していくか、その対処方法も考える必要がある。

(3) 市民公益活動推進施策の検討

現在行われている市民公益活動団体による公益活動は、大きく分けて自治会、地域コミュニティ委員会等が行っている地域コミュニティの活動と、NPO法人、ボランティア団体、市民会議等が行っているテーマコミュニティの活動とに分類できます。

そのため、北本市自治基本条例には、第22条と第23条でそれぞれ地域コミュニティとテーマコミュニティの活動を市が支援すべきことが規定されています。

現在、地域コミュニティに対する活動の支援は主としてくらし安全課が、テーマコミュニティに対する活動支援については主として協働推進課が行っていますが、各課がそれぞれの分野で市民公益活動団体と関わりを持って協働事業を実施しているため、**(2) 協働推進条例の検討**の中で、各課で実施している協働事業の研究と併せ、市民公益活動の支援方法を考えていくことが望ましいと考えます。

また、「第四次北本市総合振興計画中期基本計画」及び「北本市市民と行政との協働推進計画」に位置づけられている市民公益活動支援センターの整備に関する研究については、センターの整備はあくまでも市民公益活動推進施策の一つであるため、まず支援センターありき論から議論を始めるのではなく、市民公益活動を推進するために必要な事項を検討し、支援センターの必要性から議論すべきです。

そのため、市民参画推進条例等市民検討委員会と市民公益活動支援センター整備検討市民委員会というように2つの市民検討組織を設けるのではなく、市民参画推進条例等市民検討委員会のみを組織して、2つの事項を複合的に検討していくことを提案します。

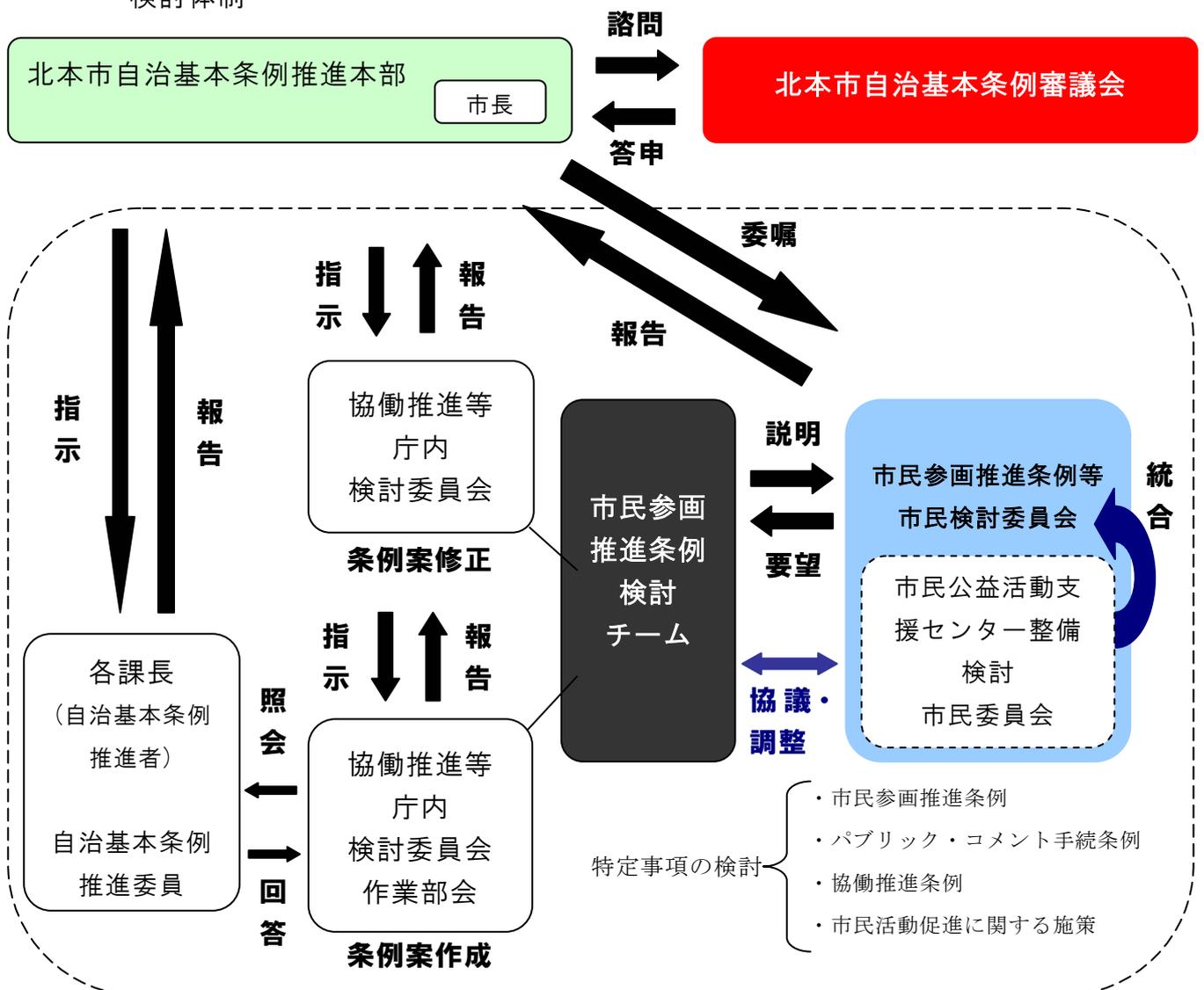
(4) 各課への自治基本条例推進委員の配置

平成22年4月1日に施行される北本市自治基本条例に対応し、全市的に条例を推進するために北本市自治基本条例推進本部を設置することとしています。各課の推進体制として、各課長を自治基本条例推進者に任命し、各課に1名、自治基本条例推進委員を置くことを提案します（図2参照）。

これは、ISOやファイリングシステムの運用と同様に、各課が自治基本条例に基づいた市政運営を行うよう転換を図るために必要な制度として提案するものです。

また、各課に配置された自治基本条例推進委員の中から不足条例の整備に必要な制度を所掌する課の委員を協働推進等庁内検討委員会作業部会の委員に任命するという考えられます。

図2 北本市自治基本条例に規定する3つの不足条例と市民公益活動支援施策の検討体制



Ⅱ 作業部会における検討の経過

1 第1回作業部会

日時 平成21年8月12日(水)午後1時30分～午後3時45分

会場 市役所第5相談室

(1) 会議の内容

ア 自己紹介 ワークショップの手法を用いて実施

イ 庁内検討委員会及び作業部会の役割と会議の進め方について説明

ウ 協働のまちづくりの考え方について説明

エ 作業部会委員一人ひとりの「協働」の考え方についてグループで議論

オ 市民との協働を推進する理由を解説

カ ふりかえりシートの記入

(2) 会議の目的と概要

各委員に、協働推進庁内検討委員会作業部会の役割と北本市における協働推進の考え方を理解してもらう。

委員間のコミュニケーションを図るため、ワークショップのアイスブレイクの手法を取り入れ、自己紹介を行う。

2 第2回作業部会

日時 平成21年8月20日(木)午前9時30分～午前11時50分

会場 文化センター第2研修室

(1) 会議の内容

ア 第1回作業部会のふりかえり

ふりかえりシートの集計を参照し、作業部会の各委員が考える「協働のまちづくりの考え方」をふりかえる

イ 一般的な「協働」論を学習

協働推進等庁内検討委員会「第2回作業部会 20090820 テキスト」

【資料13】を用いて説明

ウ 北本市自治基本条例について

自治基本条例を制定する意義を確認するため、2つのグループに分かれ、「公共」とは何か、「自治」とは何か、「市役所」の存在意義等について話し合う

(2) 会議の目的と概要

第1回会議で議論した内容をふりかえりシートの集計という形で示すことにより、各委員の考え方を明らかにするとともに、情報の共有を図った。

また、一般的に論じられている「協働」に関連する情報を部員に提

供した。

3 **第3回作業部会**

日時 平成21年9月8日(火) 午前9時30分～午前11時50分

会場 文化センター第2研修室

(1) 会議の内容

ア 第2回作業部会のふりかえり

ふりかえりシートの集計を示し、「協働」の意味とその必要性について確認するとともに、市役所の存在意義を考える

イ 北本市自治基本条例の説明

自治基本条例の必要性と北本市自治基本条例の制定過程及び今後取り組むべき事項について説明

(2) 会議の目的と概要

第2回会議で議論した内容をふりかえりシートの集計という形で示し、第2回会議に引き続き、委員間の情報共有を図るとともに、自治基本条例の制定意義と北本市自治基本条例制定までの経過を理解してもらう。

4 **第4回作業部会**

日時 平成21年10月2日(金) 午前1時30分～午後3時50分

会場 文化センター第1研修室

(1) 会議の内容

ア 第3回作業部会のふりかえり

自治基本条例の必要性と北本市自治基本条例の制定過程を確認する。

イ 北本市自治基本条例の条文を説明

(2) 会議の目的と概要

北本市自治基本条例の内容を理解し、その下に整備すべき条例を再確認する。

5 **第5回作業部会**

日時 平成21年10月16日(金) 午後1時30分～午後3時30分

会場 文化センター第4会議室

(1) 会議の内容

市民参画条例の検討1～理想的な市民参画の方法について

ア グループワーク(討議)

イ グループの発表と意見交換

ウ まとめ

(2) 会議の目的と概要

各委員が「行政の事務にはそぐわない」、「導入は不可能である」というような職員の立場での先入観を捨て、市民の立場にたって、市民の意見が市政に反映されるしくみ、自身が市政に参画する際にあればよいと思う方法を考え、グループで話し合う。

2つのグループに分かれ、相互に意見交換を行う中で理想の市民参画手段を導き出す。

6 第6回作業部会

日時 平成21年12月25日（金）午前9時30分～午前11時30分
会場 文化センター第1研修室

(1) 会議の内容

市民参画条例の検討2～北本市における市民参画の現状の把握

- ア パブリック・コメント手続
- イ タウンミーティング
- ウ 市長への手紙
- エ インターネットモニター
- オ 出前講座

(2) 会議の目的と概要

北本市で現在行われている市民参画の制度を検証した。委員が所属している課で所掌する要綱について説明し、情報の共有を図った。制度の運用状況とその問題点について意見交換を行った。

7 第7回作業部会

日時 平成22年2月8日（月）午前9時30分～午前11時30分
会場 文化センター第4会議室

(1) 会議の内容

- ア 市民参画条例の検討2～北本市における市民参画の現状の把握
 - (ア) 北本市附属機関等の委員の選任基準に関する要綱
- イ 市民参画条例の検討3～他市町村における市民参画推進条例の研究
 - (ア) 市民政策提案制度
 - (イ) 市民登録制度
 - (ウ) 公募情報の公開
 - (エ) まちづくり市民会議
 - (オ) 100人委員会

(2) 会議の目的と概要

第6回作業部会で検証できなかった「北本市附属機関等の委員の選

任基準に関する要綱」について事務局が要綱の内容について説明し、その運用状況と問題点について意見交換を行った。

また、既に市民参画条例を制定している市町村の市民参画条例や市民参画制度について研究した。

8 **第8回作業部会**

日時 平成22年2月22日（月）午前9時～11時

会場 市役所研修室

(1) 会議の内容

ア 北本市自治基本条例地域別説明会について

イ 北本市自治基本条例施行後の庁内推進体制について

ウ 市民参画、市民との協働の推進、市民活動促進施策の市民との具体的な検討の進め方について

(2) 会議の目的と概要

北本市自治基本条例地域別説明会について報告するとともに、北本市自治基本条例施行後の庁内推進体制について、資料を示し、市長決裁のうえ推進本部を設置し、全庁的推進体制を整備することを確認した。

また、市民参画の推進と市民との協働の推進のための条例、市民活動促進施策に関する市民との具体的な検討の進め方について議論した。

9 **第9回作業部会**

日時 平成22年3月10日（水）午前9時30分から11時30分

会場 駅西口ビル市民交流プラザ多目的ルーム2

(1) 会議の内容

北本市自治基本条例の規定に基づく不足条例の整備の進め方について

(2) 会議の目的と概要

北本市自治基本条例の考え方の下に具体的な作用を及ぼす条例を市民参画により早急に整備する必要があることを再確認するとともに、協働を推進するためには、組織横断型チーム制や組織のフラット化など横串的な組織体制が必要なことを確認した。

また、市民参画推進条例整備の際には、現在、市民参画の制度を所掌している担当者が市民に直接その運用方法を説明し、相互に連携して作業を進めるべきことを確認した。

市民公益活動支援センター整備に関する検討については、まずセンターありき論からではなく、市民公益活動の促進について検討していく中で、その必要性から論議すべきことを確認した。

10 **第10回作業部会**

日時 平成22年3月23日(火) 午前9時30分から11時30分

会場 駅西口ビル市民交流プラザ多目的ルーム1

(1) **会議の内容**

北本市における市民参画及び市民と行政との協働の推進等庁内検討委員会作業部会報告書の作成について

(2) **会議の目的と概要**

北本市における市民参画及び市民と行政との協働の推進等庁内検討委員会作業部会検討報告書(案)について検討した。

Ⅲ 委員名簿

北本市における市民参画及び市民と行政との協働の推進等庁内検討委員会
作業部会部会員名簿

所 属	職名	氏 名	備 考
秘書広報課	主 査	浦 直樹	
政策推進課	主 幹	西村 昌志	
政策推進課	主 任	新井 里香	
協働推進課	課 長	横田 順一	部会長
財 政 課	主 査	津田 実	
総 務 課	主 事	鷹谷 豪	
税 務 課	主 幹	田中 正昭	
くらし安全課	主 幹	榎本 秀樹	
産業振興課	主 査	加藤千鶴子	
福 祉 課	主事補	石井 千尋	
都市計画課	技 師	小川甲子巳	
生涯学習課	主 事	安藤 裕也	



IV 委員会設置要綱

北本市における市民参画及び市民と行政との協働の推進等庁内検討委員会設置規程

(設置)

第1条 北本市における市民参画及び市民と行政との協働の推進並びに市民活動の促進に関する施策等の検討を行うため、北本市における市民参画及び市民と行政との協働の推進等庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市民参画の推進に関すること。
- (2) 市民と行政との協働の推進に関すること。
- (3) 市民活動の促進に関する施策等の検討に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、総合政策部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

秘書広報課長、政策推進課長、協働推進課長、財政課長、総務課長、税務課長、くらし安全課長、産業振興課長、福祉課長、都市計画課長、生涯学習課長

(委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、秘書広報課長の職にある者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 委員長は、委員会の下部組織として、専門的事項を調査研究させるため、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の部員は、委員長が委員又は市職員の中からこれを指名する。
- 3 作業部会に部長を置き、協働推進課長の職にある者をもって充てる。

4 部長は、作業部会の会議の決定事項を委員会に報告しなければならない。
5 作業部会の部員は、当該専門的事項の調査研究を終了し、その任務を終了したときをもって、解任されるものとする。

6 第4条及び前条の規定は、作業部会に準用する。

(報告)

第7条 委員長は、会議の決定事項を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会及び作業部会の庶務は、総合政策部協働推進課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 この訓令は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

北本市パブリック・コメント手続実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリック・コメント手続に関して必要な事項を定めることにより、市の基本的な政策等の策定・決定過程における公正の確保及び透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参画を促進し、もって市民との協働による開かれた市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリック・コメント手続」とは、市民の生活に広く影響を及ぼす市の基本的な政策等(以下「政策等」という。)を策定・決定する過程において、事前にその案を広く公表し、公表したものに対して市民等が意見及び情報(以下「意見等」という。)を述べるができる機会を設け、その意見等を考慮して意思決定を行うとともに、市民等から提出された意見等に対する市の考え方を公表していく一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 本市に対して納税義務を有するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 パブリック・コメント手続の対象となる政策等の策定は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の全体又は各分野における基本的な方針を定める計画の策定又は重要な改定
- (2) 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定
 - ア 市の基本的な制度を定める条例
 - イ 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例(金銭徴収に関する条項を除く。)
- (3) その他実施機関が必要と認めるもの

(適用除外)

第4条 次に掲げるものについては、この要綱の規定を適用しない。ただし、第1号に該当する場合は、その理由を第6条第1項の規定により公表するものとする。

- (1) 迅速又は緊急を要するもの
- (2) 軽微なもの又は裁量の余地のないもの
- (3) 法令その他の規定により、縦覧又は意見書の提出その他のパブリック・コメント手続と同様の手続を行うもの
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議するもの
（公表時期及び公表資料）

第5条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、その意思決定を行う前の適切な時期に、政策等の案を公表するものとする。この場合において、実施機関は、次に掲げる資料を併せて公表するものとする。

- (1) 政策等の趣旨及び目的並びに政策等の案を作成した経緯
- (2) 政策等の案についての概要
- (3) 市民等が政策等の案を理解するために必要な関連資料

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、意見等の提出先、提出方法、提出期間等必要な事項を併せて明示するものとする。
（公表方法）

第6条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) ホームページへの掲載
- (2) 所管課及び市役所市政情報コーナーにおける閲覧

2 実施機関は、必要に応じ、広報への掲載等の方法を積極的に活用し、公表の周知に努めるものとする。
（意見等の提出）

第7条 実施機関は、政策等の案及び第5条第1項各号に掲げる資料の公表の日から原則として30日以上期間を設けて、政策等の案についての意見等を受けるものとする。

2 意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 実施機関が指定する場所への直接の書面による提出
- (5) その他実施機関が必要と認める方法

3 意見等を提出しようとする市民等は、住所、氏名、その他必要な事項を明らかにしなければならない。

（意思決定にあたっての意見等の考慮）

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、公表することにより個人又は法人その他の団体の

権利又は利益を害するおそれのあるものについては、公表しないことができる。

- (1) 提出された意見等の概要
- (2) 提出された意見等に対する実施機関の考え方
- (3) 政策等の案を修正した場合における修正内容
- (4) 意思決定後の政策等

3 第6条の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(意思決定過程の特例)

第9条 実施機関は、地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する附属機関及び実施機関が設置するこれに準じる機関が、この要綱の規定に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき政策等の策定を行うときは、パブリック・コメント手続を行わないで政策等の策定の意思決定をすることができる。

(一覧表の作成等)

第10条 市長は、パブリック・コメント手続を行っている案件の一覧表を作成し、ホームページへの掲載及び市役所市政情報コーナーでの閲覧の方法により市民等に情報提供するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、パブリック・コメント手続の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に立案の過程にある政策等で市民等の意見等を反映させる機会を確保させる手続を経たもの又は早急に意思決定を行う必要があるものについては、この要綱を適用しない。

北本市タウンミーティング実施要綱

平成15年8月1日市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、市民に対して市政参加の機会の付与及び市民の少数人数で構成する団体・グループが市長と懇談すること（以下これらを「タウンミーティング」という。）により、市民の市政への参加を促進し、公正な市政の執行と市政に対する市民の信頼を確保し、市と市民等との協働によるまちづくりの関係を構築することを目的とする。

(対象となるもの)

第2条 タウンミーティングの実施の対象となるものは、市内に在住若しくは在勤する者又は市内に存する学校に在学する者3人以上で構成された団体及びグループとする。

2 前項の在住する者は、学校教育法に規定する中学校以上に在学する者をいう。市内に存する学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校

(実施時間及び場所)

第3条 タウンミーティングを実施する日は、原則、次に掲げる以外の日とする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

(2) 12月29日から1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 タウンミーティングを実施する時間は、午前9時から午後7時30分までの間の90分以内を限度とする。ただし、土曜日及び日曜日は、午前10時から午後5時までとする。

3 タウンミーティングを実施する場所は、別に定める場合を除くほか、公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第10章に掲げる施設をいう。）とする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

(実施の申込み)

第4条 タウンミーティングに参加しようとする団体・グループの代表者（以下「代表者」という。）は、開催を希望する日（代表者が希望する第1番目の日をいう。）の1月前までに北本市タウンミーティング申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により提出があったときは、代表者が希望する期間の範囲内又は指定した日を考慮して、実施日を定めるものとする。

(実施の決定)

第5条 市長は、前条の申込書を受理し、その内容を審査し、相当と認めるときは、北本市タウンミーティング決定通知書（様式第2号）を交付するものとする。

（実施の変更）

第6条 前条の規定による許可を受けた代表者（以下「許可者」という。）が、許可事項を変更しようとするときは、速やかに市長に届出を行い、その承認を受けなければならない。

（実施の条件の変更、停止及び許可の取消し）

第7条 市長は、第7条の規定により許可者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は実施場所の管理上必要があるときは、当該許可に係る実施の条件を変更し、若しくは実施を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 政治若しくは宗教又は営利に係わる活動を目的としているとき。
- (2) タウンミーティングの実施又は実施の継続が不可能となったとき。
- (3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (4) 第2条に係る要件に該当しなくなったとき。
- (5) その他市長が実施を停止し、又は退席させることを必要と認めるとき。

（費用）

第8条 実施に要する費用は、無料とする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

「市長への手紙」実施要領

1 目的

広く市民の提案、要望等（以下「提案等」という。）を集め、市民の意見を反映した市政の推進を図ることを目的として実施する。

2 意見聴取方法

- (1) 広報広聴ボックスへの投函
- (2) 郵便
- (3) ホームページのフォームメール及び電子メール
- (4) ファクシミリ

3 広報広聴ボックスの設置場所

- (1) 北本駅舎
- (2) 市役所庁舎
- (3) 文化センター、東部公民館、西部公民館、南部公民館、北部公民館、中丸公民館
- (4) コミュニティセンター、勤労福祉センター、学習センター
- (5) 健康増進センター、体育センター、総合福祉センター、 野外活動センター

4 聴取する提案等

意見聴取方法で定めた方法により市長宛に提出された、市政に対する提案等を市長の手紙として処理する。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 特定の個人又は団体の誹謗・中傷するもの
- (2) 特定の個人又は団体の営利を目的としたもの
- (3) 政治又は宗教に関するもの
- (4) 市議会議員より提出されたもの
- (5) 前3号に定めるもののほか本来市が回答すべき内容ではないもの

5 受付

秘書広報課長は、市長への手紙により寄せられた提案等を市長への手紙受付簿（様式第1号）に記入し、市長決裁後、担当部署へ提案等に対する現状・課題等調査及び回答原案作成を依頼する。

6 処理

担当部署は、秘書広報課長からの依頼に基づき現状・課題等を調査し、回答原案を作成する。

秘書広報課長は、市長への手紙調整会議を設置し、担当部署へ出席及び資料の提出を求める。

市長への手紙調整会議は、現状・課題等を踏まえ方針を決定し、秘書広報課長は方針に基づき回答案文を作成して市長決裁を受ける。

なお、回答を希望しないものについては各課対応報告書（様式第2号）により担当部署としての今後の対応について秘書広報課長へ提出する。

7 市民への回答

秘書広報課長は、市長名で回答文を作成し送付する。

なお、次に掲げるものについては、担当課から面談、電話等により直接回答することができるものとし、直接回答した場合は、各課処理記録票（様式第3号）により回答した旨及びその内容を秘書広報課長に報告する。

- (1) 迅速な対応が必要な場合
- (2) 詳細な説明が必要となる場合
- (3) 簡易な回答の場合
- (4) 所管課からの直接の回答を望んでいる場合

8 公表

秘書広報課長は、原則、匿名でホームページに掲載する（ただし、個人情報かわからない範囲）。また、年に1回から2回、匿名で広報紙に意見の一部を掲載する。

北本市インターネットモニター設置要綱

(設置)

第1条 市政への市民の関心を高め、市民参加を促進するとともに、市政に関する市民の評価、意向等を的確に把握するため、北本市インターネットモニター（以下「ネットモニター」という。）を設置する。

(職務)

第2条 ネットモニターは、市長が回答を依頼したアンケート調査（以下「アンケート」という。）に、インターネットを利用して回答しなければならない。

(資格)

第3条 ネットモニターに応募することができる者は、市内に居住する20歳以上の者であって次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) アンケートに日本語で回答することができる者
- (2) 衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長でない者
- (3) 常勤の北本市職員でない者

(登録)

第4条 市長は、ネットモニターに応募した者のうち、前条に規定する資格を有すると認めるものを、別に定める人数の範囲内で、ネットモニターとして登録するものとする。

(禁止事項)

第5条 ネットモニターは、次の各号に該当する行為又はそのおそれのある行為を行ってはならない。

- (1) 法令に違反する行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) ネットモニターの登録に関し虚偽の内容を登録する行為
- (4) アンケートに虚偽の内容を回答する行為

(登録の抹消)

第6条 市長は、ネットモニターが次の各号のいずれかの場合に該当したときは、当該ネットモニターの登録を抹消するものとする。

- (1) 前条に規定する行為を行った場合
- (2) 登録抹消の申出があった場合
- (3) 第2条に規定する職務を1年以上行わず、かつ、電子メールが到達しない場合
- (4) その他ネットモニターにふさわしくないと市長が認めた場合

(謝礼)

第7条 市長は、第2条に規定する職務を行ったネットモニターに対し、年度末に予算の範囲内で謝礼を支給するものとする。

(費用負担)

第8条 ネットモニターが第2条に規定する職務を行うために要する通信費その他の費用は、当該ネットモニターが負担する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年7月1日から施行する。

(北本市市政モニター設置要綱の廃止)

2 北本市市政モニター設置要綱(昭和54年要綱第9号)は、廃止する。

市役所出前講座実施要綱

平成15年7月11日市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、市民等が構成する団体（以下「団体」という。）からの要請に基づき、団体が主催する学習会に市職員を講師として派遣し、職員の専門知識を生かした市役所出前講座（以下「出前講座」という。）を展開することにより、市民が市政に関する理解を深めるとともに課題を共有するための学習機会を提供し、もって市民の生涯学習活動の推進及び行政と市民との協働によるまちづくりの推進を目的とする。

(開催団体)

第2条 出前講座を開催することができるものは、市内に在住、在勤または在学する5人以上で構成された団体とする。

(講座内容)

第3条 出前講座の内容は、別表1のとおりとする。

(講座の開催及び会場)

第4条 出前講座は、原則として、月曜日から金曜日までの午前9時から午後9時まで、及び土曜日の午前10時から午後5時の間で職員を派遣し、1講座90分以内、1課につき1日2講座までとする。

2 出前講座は、別表2の施設で開催する。

(派遣職員)

第5条 派遣する職員は、該当部署の職員とする(原則として、主査職以上)。

(講座の申込み)

第6条 出前講座を開催しようとする団体の代表者（以下「代表者」という。）は、開催しようとする日の1月前までに、出前講座申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(派遣決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、学習会の内容、開催日時等について審査し、出前講座決定通知書（様式第2号）により職員派遣の可否を代表者に通知するものとする。

2 市長は、職員を派遣する場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(派遣の制限)

第8条 市長は、出前講座が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、職員を派遣しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるもの
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるもの
- (3) 出前講座の目的に反すると認められるもの

(変更等の届け出)

第9条 第7条の規定により職員派遣の決定を受けた代表者は、講座の内容、開催日時、開催場所その他申請事項を変更しようとするとき、又は出前講座を中止しようとするときは、速やかに市長に届出を行い、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(講師料)

第10条 出前講座の講師料は、無料とする。

(所管)

第11条 出前講座に関する総括及び受付事務は、北本市教育委員会教育部生涯学習課が行い、講師派遣等に係る事務は、それぞれの担当課等で行う。

(委任他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

北本市附属機関等の委員の選任基準に関する要綱

(平成12年12月5日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関及びこれに準じる各種の審議会等（以下「審議会等」という。）の委員の選任基準について、必要な事項を定めるものとする。

(委員数の適正化)

第2条 審議会等の委員の数は、概ね15人程度の必要最小限とする。

(委員の年齢の上限)

第3条 審議会等の委員の年齢の上限は、選任時において75歳とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 特定の職にある者を委員に充てているとき。
- (2) 知識経験者から選任する場合において、他に適任者がいないとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、特別な理由があるとき。

(委員の在任期間)

第4条 審議会等の委員の在任期間は、一つの審議会等について10年以内とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 特定の職にある者を委員に充てているとき。
- (2) 知識経験者から選任する場合において、他に適任者がいないとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、特別な理由があるとき。

(委員の兼職数)

第5条 審議会等の委員が他の審議会等の委員と兼ねることができる数は、3機関以内とする。ただし、特定の職にある者を委員に充てている場合は、この限りでない。

(男女の割合)

第6条 審議会等の委員の男女いずれの委員の割合も、一つの審議会等の委員定数の40パーセントを下回らないように努めるものとする。

(公募による選任)

第7条 市民の意見をより広く反映させるため、委員の一部を公募により選任するよう努めるものとする。

(公募方法)

第8条 審議会等の委員の公募は、広報きたもとに募集記事を掲載することにより行うものとする。

2 前項の募集記事に掲載する事項は、概ね次に掲げる事項とする。

- (1) 募集の趣旨
- (2) 募集資格

- (3) 募集人員
 - (4) 任期
 - (5) 応募方法
 - (6) 問い合わせ先
- (応募資格)

第9条 審議会等の委員の応募資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に引き続き1年以上住所を有する者
 - (2) 審議会等の委員に委嘱する日現在において20歳以上75歳以下の者
 - (3) 応募日現在において市の審議会等の委員でない者
- (応募方法等)

第10条 公募による審議会等の委員の応募方法は、レポートの提出その他市長が必要と認める方法によるものとする。

- 2 募集期間は、2週間程度とする。
- (決定通知)

第11条 公募による審議会等の委員の決定結果は、応募者全員に通知するものとする。

(市議会議員の委員数)

第12条 審議会等の委員として市議会議員を委員に選任する場合は、必要最小限にとどめるよう努めるものとする。

(市職員の委員の制限)

第13条 市の職員は、法律、条例及び規則に定めがある場合を除くほか、原則として審議会等の委員に選任しないものとする。

(関係団体への委員の推薦依頼)

第14条 関係団体に対し審議会等の委員を依頼する場合には、第3条から第6条までの規定の趣旨を十分考慮するものとする。

(審議会等委員名簿及び台帳の作成)

第15条 審議会等の庶務を所掌する課等の長は、審議会等の委員を選任したときは、審議会等委員名簿(様式第1号)及び審議会等管理台帳(様式第2号)を作成し、保管するものとする。

- 2 審議会等委員名簿の写しを秘書政策室に送付するものとする。
- (庶務)

第16条 委員の選考に当たっての庶務は、各審議会等の事務を所管する主管課において処理する。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則
(施行期日)

1 この要綱は、平成13年1月5日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、この要綱の施行の日以降にその任期が満了することとなる審議会等の委員の選任から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

～ 市民政策提案制度 ～

宮古市参画推進条例

第9条 市民（市内で活動する事業所等の団体は、除く。）は、10人以上の連署をもって、その代表者から、参画事項について、市の執行機関に対して政策を提案することができる。ただし、法令の規定により提案の手續が定められている事項については、この限りでない。

2 市の執行機関は、前項本文の規定により提案された政策について検討し、検討した結果及びその理由を、不開示情報を除き公表するとともに、当該提案を行った代表者に通知しなければならない。

大和市市民参加推進条例

第19条 市民は、市民10人以上の連署をもって、その代表者から現状の課題、提案の内容、予想される効果等を記載した具体的な政策を執行機関に対して提案することができる。ただし、法令の規定により提案の手續が定められている事項については、当該法令の規定によることとする。

2 執行機関は、前項本文の規定により提案された政策について総合的に検討し、提案の内容並びに検討の結果及びその理由を、非公開情報を除き公表するとともに、当該提案に係る代表者に通知しなければならない。

印西市市民参加条例

第12条 市民提案手續における提案は、代表者である市民が、30人以上の市民の連署をもって、市に行うものとする。

2 市は、市民提案手續による提案を受けたときは、速やかに担当部署を定め対応を図るものとし、必要に応じ、次条に定める印西市市民参加推進委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする

和光市市民参加条例

第9条 市民政策提案手續における提案は、年齢満18歳以上の市内に住所を有する者が10人以上の連署をもって、その代表者から市の機関に対して対象事項(第6条第2項に該当するものを除きます。)について行うことができます。

2 市民政策提案手續において、市の機関が政策等の提案を求めようとするときは、提案を求める政策等の目的、提案できる者の範囲、提案の方法その他提案に必要な事項を公表するものとします。

3 市の機関は、提案のあった政策等について総合的かつ多面的に検討し、検討結果及びその理由を提案した者(代表者がいるときは、その代表者)に通知し、原則として公表するものとします。

旭川市市民参加推進条例

第11条 市の機関は、第6条第1項各号に掲げる施策については、意見提出手続を行うものとする。ただし、高度な専門性を有する施策若しくは地域性を有する施策等であって、当該施策の内容に応じ他の市民参加の方法を用いることが適当であると認められる場合、又は市税等に関するものであって、市民参加を求める場合は、意見提出手続を行わないことができる。

2 次の各号に掲げるものは、意見提出手続において、意見を提出することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、意見提出手続に係る事案に利害関係を有するもの

3 前2項の意見提出手続の実施に関し必要な事項は、市の機関が別に定める。

苫小牧市市民参加条例

第17条 市民は、次項に掲げる場合を除くほか、市に対して政策の提案をしようとするときは、別に定めるところにより、18歳以上の市民10人以上の連署をもって、その代表者から、市に対し、政策の提案をすることができる。

2 市は、市民に対して政策の提案を求めるときは、提案を求める政策の目的及び課題、提案の方法、提出期間その他の提案に必要な事項を明らかにして行うものとする。

3 市は、前2項の規定により市民から政策の提案があったときは、その内容を総合的に検討し、当該提案があった日から3月以内（前項の規定による政策の提案については、別に定める期間内）に検討の結果及びその理由を当該市民（第1項の規定による政策の提案については、当該提案に係る代表者）に通知するとともに、その概要を公表するものとする。

紫波町市民参加条例

第12条 市民は、協働でまちづくりに取り組むため、規則で定めるところにより政策を提案することができる。

2 町の機関は、前項の規定により提案された政策について検討し、検討結果及びその理由について、提案した市民に通知し、公表する。

北広島市市民参加条例

第12条 市内に住所を有する者は、その10人以上の連署をもって、その代表者から、市の機関に対し、市民政策提案(政策等(第5条第2項第1号から第5号までに掲げるもののいずれかに該当する政策等を除きます。))について具体的な意見を提案し、市の機関がその意見及びその意見に対する市の機関の考え方を公表することを

いいます。以下同じです。) を行うことができます。

- 2 市民政策提案には、市政の現状及び課題、提案する意見の内容、その意見に基づき政策等を実施することにより期待される効果等を示すものとします。
- 3 市の機関は、市民政策提案の内容の検討を終えた場合は、次に掲げる事項を公表するものとします。
 - (1) 市民政策提案の内容
 - (2) 市民政策提案の内容を検討した結果及びその理由
- 4 市の機関は、市民政策提案の内容の検討を終えた場合は、第1項の代表者に対し、その市民政策提案の内容を検討した結果及びその理由を回答するものとします。
- 5 第3項の公表及び前項の回答は、市民政策提案を受けた日から90日以内に行わなければならない。ただし、90日以内に公表及び回答をすることができないやむを得ない理由があるときは、この限りではありません。

～ 市民登録制度 ～

大和市市民参加推進条例

第 20 条 市長は、市民参加を推進するため、市政に関心と意欲を持つ市民を公募し、登録するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録された者に対して、審議会等の委員の公募その他市民参加に関する情報を積極的に提供するものとする。

宮代町市民参加条例

第 21 条 町は、審議会等への市民の参加を促進するため、まちづくりに関心と意欲を持つ市民を公募し、公募委員登録者として登録するものとします。

2 町は、登録者に対して、審議会等及びまちづくりに関する情報を積極的かつ継続的に提供することにより、登録者の研鑽の支援に努めるものとします。

久喜市市民参加条例

第 16 条 市長は、市民参加を推進するため、13 歳以上の市民を対象にして市民参加推進員を公募し、これに応じた者を市民参加推進員として登録するものとする。

2 前項の規定による市民参加推進員の登録を受ける者は、市長に当該登録に係る事項を届け出なければならない。

3 第 1 項の規定による市民参加推進員の登録の期間（以下「登録期間」という。）は、登録した日から起算して 1 年を経過する日の属する年度の末日までとする。

4 市民参加推進員は、登録期間内において登録した事項に変更があったとき、又は登録を辞退するときは、市長にその旨を届け出なければならない。

5 市長は、市民参加推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

(1) 第 1 項に規定する要件を欠くに至ったとき。

(2) 登録を辞退する届出を提出したとき。

(3) 登録に係る事項の届出又は登録した事項の変更の届出に虚偽の事項を記載したとき。

(4) 市民参加推進員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

6 市の機関は、市民参加推進員に対して市民参加に関する情報を提供するとともに、市民参加に関しての協力を依頼するものとする。

7 市民参加推進員は、次に掲げる役割を担うものとする。

(1) 市の機関からの市民参加に関する情報の提供に基づき、積極的に市民参加をすすめるよう努めるとともに、市民に対して市民参加を働きかけること。

(2) この条例に定める事項に関し意見を述べ、又は提案すること。

草加市みんなでまちづくり自治基本条例

第24条 市民は、パートナーシップによるまちづくりに取り組むときは、市にまちづくり活動の登録をすることができます。

2 市民は、一定の地域のパートナーシップによるまちづくりに取り組むときは、地域まちづくり団体を作り、市にまちづくり活動の登録をすることができます。

3 第1項と第2項により、まちづくり活動の登録をした市民（以下「まちづくり登録員」といいます。）は、他の市民と連携し、主体的にまちづくり活動を行うとともに、まちづくり計画の作成に積極的に取り組みます。

～ 公募情報の公開 ～

宮代町市民参加条例

第13条 町は、審議会等への市民の参加を促進するため、年度当初に、当該年度において委員を公募する審議会等の名称、公募予定人数及び公募予定時期等委員の公募に係る全般的な情報を積極的に公表するものとします。

2 町は、審議会等の委員を公募するときは、当該審議会等に関する詳細な情報を公表するものとします。この場合において、市民に対する説明会の実施に努めるものとします。

3 町は、委員を公募した審議会等への応募状況、選考方法及びその結果等について翌年度に速やかに公表するものとします。

～ まちづくり市民会議 ～

坂戸市市民参加条例

- 第13条 実施機関は、まちづくり市民会議を設置するときは、行政課題、設置期間、構成員の応募方法その他必要な事項を公表するものとする。
- 2 実施機関及びまちづくり市民会議は、それぞれの役割、責務等を定めた協定を締結するものとする。
- 3 まちづくり市民会議は、前項の協定に基づき自主的な調査研究を行うものとする。
- 4 まちづくり市民会議の会議は、原則として公開する。ただし、個人情報等を含む事項を審議する場合で、まちづくり市民会議が非公開と決定したときは、この限りでない。この場合において、実施機関は、その理由を公表するものとする。
- 5 実施機関は、まちづくり市民会議の会議が開催されるときは、会議の議題、開催日時及び場所その他必要な事項を事前に公表するものとする。ただし、会議が非公開とされたとき及び緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りでない。
- 6 まちづくり市民会議の会議が開催されたときは、まちづくり市民会議が会議録を作成し、実施機関がそれを公表するものとする。ただし、会議が非公開とされたときは、会議録を公表しないことができる。

草加市みんなでまちづくり自治基本条例

- 第26条 市は、次の事項について市民の参画を実現するため、まちづくり登録員で構成するみんなでまちづくり会議を開催します。
- (1) 前条のまちづくり計画の提案
- (2) パートナシップによるまちづくりの政策提言
- (3) この条例の運用の監視
- (4) この条例の調査・研究
- (5) その他この条例に基づくまちづくり
- 2 市は、前項の内容を公表します。
- 3 市は、みんなでまちづくり会議において提案され、話し合われた事項について、市政に反映するよう努めます。
- 4 市は、前項の反映結果について公表し、みんなでまちづくり会議で説明をします。
- 5 みんなでまちづくり会議は、前項の反映結果について納得できない場合は、別に定めるところにより、市議会で意見を述べる機会を求めることができます。
- 6 市議会は、前項の意思を尊重します。

～ 100人委員会 ～

公設

- ・ 取手100人委員会（茨城県取手市）
- ・ 守山市市民100人委員会（滋賀県守山市）
- ・ 愛荘町100人委員会（滋賀県愛荘町）
- ・ 栃木市の将来を考える100人委員会（栃木県栃木市）
- ・ 白井市100人会議（千葉県白井市）
- ・ 十年後の人吉を語る平成100人委員会（熊本県人吉市）
- ・ 駒ヶ根市協働のまちづくり市民会議（長野県駒ヶ根市）

市民組織

- ・ 京都市未来まちづくり100人委員会（京都府京都市）
- ・ 日向市まちづくり100人委員会（宮崎県日向市）

北本市庁内横断組織の設置基準等に関する規程

平成 1 6 年 3 月 3 1 日

訓令第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、北本市組織規則(平成 1 6 年規則第 1 号)第 1 2 条に規定する庁内横断組織(以下「横断組織」という。)の設置基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置基準)

第 2 条 横断組織は、2 以上の部で調整する必要がある重要な事務を処理させる場合に限り設置するものとする。

(平 2 0 訓令 2 ・一部改正)

(設置規程の制定)

第 3 条 横断組織の設置は、訓令の形式による設置規程をもって定めるものとする。

2 前項の設置規程には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 名称及び設置目的
- (2) 所掌事務
- (3) 組織
- (4) 設置期間
- (5) 主管課
- (6) その他必要な事項

(主管部長及び主管課長)

第 4 条 主管部長は、部で調整する必要がある重要な事務を主に所管する部の長とする。

2 主管課長は、部で調整する必要がある重要な事務を主に所管する課、所及び室(以下「課等」という。)の長とする。

3 所管が不明確な事務については、市長が関係する部長を招集し、協議のうえ、主管部長及び主管課長を指名する。

(平 2 0 訓令 2 ・一部改正)

(組織)

第 5 条 横断組織の構成員は、調整する必要がある事務と関連する課等の長並びに主席主幹、主幹相当職、主査及び主任の職員のうちから、市長が任命する。

2 主管部長は、横断組織の事務を統括する。

3 構成員の所属長は、横断組織が所掌する事務が円滑に執行できるよう協力するものとする。

(職務従事の形態等)

第6条 構成員の職務従事の形態は、現所属のまま、必要の都度、横断組織の事務に従事するものとする。

2 前項の場合において、横断組織が所掌する事務に関する出張命令、その他の服務についての命令、承認等は、主管部長又は主管課長が行い、その事務処理は、主管課長が属する課が行うものとする。

3 構成員は、前項の規定による命令、承認等について、所属長へ随時報告するものとする。

(会議)

第7条 横断組織の会議は、主管部長が招集し、会議の議長となる。

(成果の報告)

第8条 主管部長は、部で調整する必要がある重要な事務の処理が完了したときは、その結果を速やかに市長に報告するものとする。

(平20訓令2・一部改正)

(設置期間の延長)

第9条 主管部長は、設置期間内に設置目的を達成することが困難な場合は、市長へ報告しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、必要と認めるときは、設置期間を延長することができる。

(解散)

第10条 主管部長は、第8条に規定するもののほか、設置期間が満了したときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

2 市長は、第8条又は前項の報告を受けた場合において、横断組織の設置目的が達成されたと認めるとき、又は横断組織の設置期間が満了したときは、当該横断組織を解散するものとする。

(予算その他庶務)

第11条 横断組織の職務遂行に要する経費及び当該予算の執行に関する事務その他庶務に関する事務は、主管課長の所属する課が行うものとする。

(委任)

第12条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成20年訓令第2号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

協働推進庁内検討委員会第2回作業部会 20090820 テキスト

1 協働の考え方

(1) 協働の定義

「対等の立場で共通の目標に向けて協力すること」

(2) 協働の意味

ア 課題を一緒に考え、解決に向けて一緒に行動すること

イ 課題解決やサービス提供の目的実現のための**手段・方法**

2 協働の英語表現

(1) *partnership* (パートナーシップ)

仕事上の共同、協力、提携を意味し、共同出資、共同経営者という協働主体同士の対等な関係性を強調するときに使用される傾向にある。

(2) *collaboration* (コラボレーション)

協働、協力の他に共同制作・作品・研究など協働の「成果」を示し、強調するときに使用される傾向にある。

(3) *co-operation* (コオペレーション)

協力、協働。協同組合など組織体を示す場合には、コーポレーションと表記される。

(4) *Coproduction* (コプロダクション)

アメリカインディアナ大学の政治学教授ヴィンセント・オストロムが、1977年著作“*Comparing Urban Service Delivery Systems*”の中で主要概念として、*Coproduction*という用語を用いたことで生まれた。英語で *Co*は「共同の、共通の…」という意味をなす意味があり、これを *Production* と結合させて生まれたもの。その含意は「地域住民と自治体職員が協働して自治体政府の役割を果たしていくこと」であるという。

3 協働の原則

(1) 目的の共有

(2) 対等の立場

(3) 相互理解

(4) 応分の責任

(5) 機会の公平性と透明性

(6) 協働する期間の設定

(7) 自立化に向けての協働

詳細は「北本市市民と行政との協働推進計画」p 16「2 協働の原則」を参照

4 協働の背景

(1) 行政システムの限界

- ・人口減少
- ・少子高齢化の進展
- ・右肩下がりの経済成長
- ・赤字財政の拡大

(2) 市民ニーズの多様化

- ・介護問題
- ・子育て問題
- ・一人暮らしのお年寄りの話し相手

(3) 地方分権

- ・都会と農村
- ・全国一律からその地域に合ったまちづくりへ

(4) 新しい公共

- ・阪神淡路大震災時のボランティアの活躍
- ・特定非営利活動促進法（NPO法）の施行[1999年12月1日]
- ・企業の社会貢献活動

5 協働の形態

- (1) 共催
- (2) 後援
- (3) 実行委員会・協議会
- (4) 委託
- (5) 補助・助成
- (6) 事業協力
- (7) アダプト・システム
- (8) 情報提供・情報交換
- (9) 公有財産の提供
- (10) 企画立案への参画 → 市民参画

詳細は「北本市市民と行政との協働推進計画」p19「1協働の形態」を参照

6 協働の効果

- (1) 多様なサービスの提供
- (2) 課題に対応する創造的で先駆的な取り組み
- (3) 柔軟で機敏な対応
- (4) ニーズに沿った専門的な関わり

→協働の進め方、進める際の注意点等については、後日、条例化に向け検討する

**北本市における市民参画及び市民と行政との協働の推進等
庁内検討委員会作業部会検討報告書**

平成22年3月

**北本市における市民参画及び市民と行政との協働の推進等
庁内検討委員会作業部会**

事務局 北本市総合政策部協働推進課